

## 平成 30 年度第 3 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時  
平成 30 年 11 月 16 日（金）午後 2 時～午後 4 時
- ◆ 開催場所  
練馬区役所 901 会議室（本庁舎 9 階）
- ◆ 出席者  
出席委員 4 名（会長 ほか 3 名）  
区側出席者 4 名（文化・生涯学習課長、ほか職員 3 名）
- ◆ 議事  
1 審議事項  
平成 30 年度登録文化財の答申案について
- ◆ 報告事項  
尾崎遺跡・石神井城跡・練馬城跡の出土品解説会
- ◆ 公開可否  
原則公開（傍聴人：0 人）
- ◆ 配布資料  
資料 1 平成 30 年度 練馬区文化財保護審議会答申案  
資料 2 練馬区文化財保護条例  
資料 3 練馬区文化財登録・指定基準  
その他 金乗院山門平面・立面図  
山口家資料目録修正版
- ◆ 事務局  
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係  
5984-2442

### 会議の要旨

- < 会長 > 開会の挨拶
- < 事務局 > 会議の成立について
- < 文化・生涯学習課長 > 挨拶
- < 会長 >  
事務局より資料の説明をお願いします。
- < 事務局 >  
配布資料の説明  
答申案の鑑文の説明
- < 会長 >  
配布資料に関して、ご意見・ご質問等ありますか。  
なければ、答申案の説明をお願いします。

<事務局>

答申案 登録1「金乗院山門」についての説明

図面の説明

<委員>

平面図についての追加説明ですが、印刷具合だと思いますが、平面図に、本柱の断面の斜線と、門の控えの框の斜線が消えています。葺瓦の矢印は鬼瓦を指しているのですが、書き直した方がいいです。冠木は横に通っている横材全体を指すので、これだと鞘部分だけを指すようにも見えてしまうので、線は全体を指すように変えた方がいいです。

また、屋根に関して葺き替えたというのは、今回の調査でははっきりとしなかったのですが、前々任の審議会委員の山崎先生の聞き取りで昭和26年に葺き替えたとあり、これは間違いなく、確かに新しい瓦で、葺き替えたと報告しました。

側面図に関連して追加説明ですが、控柱に杢石がありまして、通常は基礎があり、その上に柱があるのですが、おそらく腐ったので硬木を入れたと予測をしています。控柱は軒から比較的近いので雨風を受けてしまうので、取り換えていくことが本筋となります。薬医門は、雨風から本柱を守っているのですが、出桁をつくり、軒を前にもっていつているという構造になっています。

<事務局>

平面図については、印刷の際に薄く消えてしまいました。失礼しました。

「6説明(3)沿革」についての追加説明ですが、明治7年の東京府文書の記録に、仮本堂の記載があり、表門の記載がみられます。本堂は燃えたようで、仮とありますが、表門には仮とないことから、おそらくその頃しっかりした門があったと思われます。また、明治22年の記録には図面が付いており、山門の位置に表門が記載されています。少なくとも、明治22年の時点で、仮ではない山門があったと思います。

また、「金乗院の大イチョウ」は火災を免れており、ここに近い位置の山門も燃えずに残ったのかもしれませんが。

<会長>

説明書に関して、ご意見・ご質問・ご指導等ありますか。

<副会長>

薬医門は一般的な門ですか。薬医門について説明はしなくて大丈夫でしょうか。

<委員>

一般的な門です。

<会長>

どういうものが薬医門と云えばいいのでしょうか。

<委員>

簡単に言うと、前に棟を出してせり出している形に見えるのが薬医門の特徴です。前にせり出しているのですが、表から見ると豪華に見えます。門が開いた時に、門を雨風から守る意味もあります。

<事務局>

「6説明(1)構造」の1行目を書き直し、薬医門の説明を分かりやすくします。

<会長>

「(1) 構造」の説明文の内容は細かすぎるかもしれません。「(1) 構造」と「(2) 保存状態」の説明内容は、まとめて、大切なところだけを重んじて、特色を出した方がいいです。詳しくは伊郷先生の調査報告書を見れば分かるようにしておけばよいのではないのでしょうか。伊郷先生の報告書は参考文献に掲載がないので、記載をして下さい。

また、「(2) 保存状態」の表記の仕方は、どこからどこまでが創建時のもので、瓦は葺き直されている、補強されているというような内容で書くのはどうですか。

<事務局>

近年の区登録の答申文は、より詳しく記載する方向にしてきたのですが、建造物の専門用語は難しいということもありますので、答申書を作成した後に一般向けに作成している概要版の文章も見込んで、答申書の内容をよりわかりやすい文章にして、特色をまとめるように修正します。

<会長>

建造物では、尺貫法の表記はどう記載しましょうか。

<委員>

最近次第にメートル法で表記して、丸かっこに尺貫法の表記を入れることが多いです。

<事務局>

メートルで記載して、丸かっこに尺を表記することに変えます。

<会長>

「(3) 沿革」は分かりやすくなり良いのですが、説明文中の明治7年の東京府文書は、どこがどこに届け出たものなのか、あるいは作成したものか、わかりますか。どこに保存されていて、どこで見ることができるのですか。

<事務局>

明治7年の東京府文書に綴られている記録です。通達の文書はないのですが、東京府が村などに調べさせたものと思われます。明治7年以前の情報が綴られたものです。東京都公文書館で保存されているので、そちらで閲覧することができます。

<会長>

明治7年に表門の記載があるからといって、この山門が現存していたと考えられると言い切ることができるのでしょうか。可能性があるくらいにした方がいいと思うのですが。また、先ほど口頭で追加説明があった明治22年の図面の記録の方が、大切な建立年代の手がかりだと思うのですが、どうでしょう。

<事務局>

明治22年の図面は、東京府文書の「寺院什器録」にある平面図です。「沿革」説明箇所にも明治22年の記録も追記し、山門の現存は「可能性があった」と修正します。

<会長>

委員の皆様のご意見はどうでしょうか。

<委員>

瓦の説明はここまで詳しくしなくていいと思います。経ノ巻鬼瓦で、桔梗の紋が施されていることくらいでいいと思います。

<事務局>

鬼瓦以下の文章は、「鬼瓦は経ノ巻とし、鬼瓦や巴瓦には桔梗の紋が施されている」にまとめます。

< 委員 >

「(2) 保存状態」の説明については、1行目の「現在は、合成塗料で着色されている」という記載はいらないと思います。

< 事務局 >

削除します。

< 会長 >

「(3) 沿革」の内容は沿革というより建立年代の方がいいと思います。「(3) 建立年代」として、「(2) 保存状態」と順番を入れ替えて、「(1) 構造」、「(2) 建立年代」、「(3) 保存状態」としてはどうでしょうか。

また、保存状態の説明にある風食の状態の説明は、建立年代に入れた方がいいと思います。文禄年間に創建したと伝えられ、という文の後に、風食の状態を入れるというのはどうでしょうか。

< 事務局 >

文献史料の記録と風食の状態から築後100年以上は経過している、という説明になるように文章を整理し直します。

< 会長 >

建立年代の説明部分に、金乗院の他の文化財の説明をするのは、付録みたいな記載なので、「なお」書きにしてはどうでしょうか。

< 委員 >

他の文化財の記載はなくてもいいかと思ったのですが、この寺の寺格がこの門の価値につながってくると思ったので、説明に残して良いと思います。

< 事務局 >

ご指摘のありました通り、寺の格式、特徴を加えるために入れた文章なので、最後に「なお」書きで入れるようにします。

< 会長 >

「7 登録の理由」についてですが、歴史的な価値だけで、学術的な価値はないのですか。

< 事務局 >

学術的な価値もありますので、登録理由は、歴史的および学術的な価値がある、とします。

< 事務局 >

ご指摘いただいたところを直して、修正文をお送りします。よろしく願います。

< 事務局 >

答申案 登録2「山口家資料」についての説明

< 会長 >

ご意見・ご質問・ご指導等ありますか。

< 委員 >

「6 登録の理由」は、先ほどと同じように、学術的な価値はないのでしょうか。また、「5 説明(2) 沿革」の4行目、「母本(採種株)選抜、植替、花見検査、集荷、出荷、店頭販売などの業務を行った。大根、牛蒡、人参、蕪の根菜類と白菜、キャベツの葉菜類を採種した。」の文のつながりが悪いように思います。2文の間に「品種としては、」の表記を入れるなど工夫してはいかがでしょうか。

< 会長 >

2つの文章の関係が分かりづらいのです。

< 会長 >

具体的に採種とは。採種業務は、その業務の中のどこまでにあたるのですか。

< 事務局 >

採種とは、大根を植えて、成長した優品を選抜して植え替えて、種を採る作業までを採種業務といいます。

< 会長 >

そうでしたら、母本選抜の前に「主に根菜類と葉菜類の」と入れるのはどうでしょうか。

< 委員 >

品種を全部書かなくてもいいのかもしれませんが、後の賞状で大根は出てきますので入れなくていいでしょう。基本業務の後に、細かな品種まで書かなくてもいいのではないのでしょうか。

< 会長 >

入れるとしたら、主に根菜類と葉菜類などの文を母本選抜の前に入れるのがいいのでしょうか。

< 事務局 >

その方向で考え直します。

< 会長 >

「(2) 沿革」の1行目がわかりづらいです。「志村の山口家は」とは、志村から北町へ通っていたのですか。

< 事務局 >

志村の出身であることを記載したものです。志村から引っ越して北町で練馬三陽種苗商会を始めたという意味です。

< 会長 >

出身地は不要で、北町に来てからの説明だけで充分と思います。

< 事務局 >

ご指摘のとおり、出身地をとる方向で修正します。

< 会長 >

その段落の最後の方で、「会社組織を採り」とあるのが、「種を採る」と同一の漢字と同じなので違和感があります。採用したという意味ですか。

< 委員 >

既に、戦時中に帝国殖産株式会社に統合していて、会社組織となっていたので、ここであえて説明する必要はないと思います。

< 事務局 >

ご指摘のとおり、「会社組織を採り」の語句を削除し、文章を整理します。

< 会長 >

「滝野川と北町の双方に種を卸した」とありますが、会社が本社と営業所に種を卸したのでしょうか。この文はいらないのではないのでしょうか。

< 事務局 >

矛盾をした説明なので削除します。

< 会長 >

大根豊陽沢庵 B は正式な名称ですか。

<事務局>

賞状の記載です。鍵かっこをつけるようにします。

<会長>

「5 説明(1) 概要」の4行目ですが、寄贈されたという文章の後に、現在の資料の所在地は、石神井公園ふるさと文化館であることを記載してはどうですか。

<事務局>

そのように修正します。

<会長>

「(3) 練馬三陽種苗商会関連資料 文書類」の2行目、「山口儀松の名で褒状があり」という表現が気にかかります。「名で」とあると賞を授与した側に思えますので、「対する」の方がよいです。

<事務局>

「対する」に修正します。

<会長>

この文章の中で、大正6年は宛名を出しているのに、昭和4年以降には宛名が出ていないです。文書類に何があるということを書けばいいところ、意味づけが多くなってしまっているので、簡単にしてはどうでしょうか。

<事務局>

大正6年から山口儀松に対する賞状があり、昭和4年以降ほぼ毎年受賞している、という明快な内容にするように再考します。

<会長>

説明書は詳しく書いてあってよいのですが、(3)~(5)のそれぞれの関連資料の概要説明の文章と、各項目の説明文に、資料の意味が重複して書いてあるので、概要を説明文にまとめるのはどうでしょうか。各項目の説明は何の資料があるのかを記載するので足りると思います。

<事務局>

重複して記載している内容もありますので、ご指摘のとおり、各資料群の概要を説明する文章の中にまとめるように修正します。

<会長>

戦中・戦後の表現があいまいに思います。

<事務局>

大正期、昭和期と、時期を明記することにします。

<会長>

登録の理由も同じく、「近代の」とありますが、戦後の資料もあるので現代は入れないのですか。近現代とするのか、大正・昭和とするのか。どうでしょうか。平成は入っていますか。

<事務局>

平成は入っていません。この種子屋資料の特徴は、近代の資料がまとまっていることが貴重であるので近代と記載したのですが、山口家資料の年代としては、年代の分かるものでは昭和50年頃までありますので、資料の年代を書くようにします。

<会長>

委員の先生どうでしょうか。

< 委員 >

明治時代とは言わないので、時期を書くのなら、大正期、昭和期でいいと思います。

< 事務局 >

ご指摘のとおり、登録理由にある「近代の種子屋」は「大正・昭和期の種子屋」と記載します。また、委員からご指摘のあったように学術的価値もありますので、登録理由に追記します。

< 事務局 > 修正版の目録と員数について説明

< 会長 >

ご意見・ご質問等ありますか。

< 委員 >

ありません。

< 会長 >

答申案の審議は以上になります。次に、事務局から報告事項をお願いします。

< 事務局 >

尾崎遺跡・石神井城跡・練馬城跡の出土品解説会の報告

< 会長 >

事務局から事務連絡をお願いします。

< 事務局 >

次回の文化財保護審議会の日程について

< 会長 >

それでは、本日の審議会はこれにて閉会致します。